



平成 21 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社ナルミヤ・インターナショナル
代 表 者 名 代表取締役執行役員社長 岩 本 一 仁
(コード番号：3364)
問 合 せ 先 取締役執行役員常務 管理本部長 上 田 千 秋
(TEL. 03-6430-9100)

SBI Value Up Fund 1号投資事業有限責任組合による
当社株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

SBI Value Up Fund 1号投資事業有限責任組合は、平成 21 年 9 月 30 日から平成 21 年 11 月 12 日を公開買付期間として当社の普通株式および新株予約権に対し公開買付けを実施していましたが、その結果について、同組合より別紙のとおり発表を行う旨の報告を受けましたので、お知らせします。

以上

(別紙)



平成21年11月13日

各 位

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
会 社 名 SBIホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役CEO 北尾吉孝
(コード番号8473 東証第一部、大証第一部)
問合せ先 責任者役職名 取締役CFO
澤田 安太郎
電話番号 03-6229-0100 (代表)

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号
会 社 名 SBI Value Up Fund1号投資事業有限責任組合
無限責任組合員 SBIキャピタル株式会社
代表者名 代表取締役執行役員CEO 北尾吉孝

SBIホールディングス株式会社の子会社であるSBIキャピタル株式会社が運営する
投資事業有限責任組合による
株式会社ナルミヤ・インターナショナル株券等に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

SBIホールディングス株式会社(以下「SBIホールディングス」といいます。)の子会社であるSBIキャピタル株式会社が運営・管理するSBI Value Up Fund1号投資事業有限責任組合(以下「公開買付者」といいます。)は、株式会社ナルミヤ・インターナショナル(JQ:3364、以下「対象者」といいます。)の発行済普通株式(但し、対象者の保有する自己株式は除きます。)及び本新株予約権(下記「1. 買付け等の概要」の「(3)買付け等に係る株券等の種類」の「②新株予約権」に定義しております。)の全てを対象として金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを平成21年9月29日に決定し、平成21年9月30日から実施していましたが、平成21年11月12日をもって終了いたしましたので、下記のとおりその結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称等(商号、本店所在地、代表者氏名)

SBI Value Up Fund1号投資事業有限責任組合
無限責任組合員 SBIキャピタル株式会社
東京都港区六本木一丁目6番1号
代表取締役執行役員CEO 北尾吉孝

(2) 対象者の名称

株式会社ナルミヤ・インターナショナル

(3) 買付け等に係る株券等の種類

①普通株式

②新株予約権

- イ 平成16年12月15日開催の対象者の臨時株主総会決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）
- ロ 平成20年4月25日開催の対象者の定時株主総会決議及び平成20年5月15日開催の対象者の取締役会決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下、「第6回新株予約権」といいます。）
- ハ 平成20年4月25日開催の対象者の定時株主総会決議及び平成20年5月15日開催の対象者の取締役会決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下、「第7回新株予約権」といい、第3回新株予約権、第6回新株予約権及び第7回新株予約権を併せて「本新株予約権」と総称します。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
44,226株	一株	一株

(注1) 公開買付者は、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数として、本公開買付けにより公開買付者が買付け等を行う株券等の最大数である44,226株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成21年9月11日に提出した第15期第2四半期報告書に記載された平成21年7月31日現在の対象者の発行済株式総数（109,300株）に、同報告書に記載された平成21年7月31日現在の対象者の本新株予約権（3,984個）の目的である対象者の普通株式の数（3,984株。なおこれらの新株予約権については、その発行要項に基づき、本新株予約権の数1個につきその目的となる株式の数を1株として換算しております。）を加えた数から、公開買付者の公開買付届出書提出日における所有株式数（61,105株）及び対象者が保有する自己株式数（平成21年7月31日現在で7,953株）を控除した株式数（44,226株）です。

(注3) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行等される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

平成21年9月30日（水曜日）から平成21年11月12日（木曜日）まで（30営業日）

(6) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき金45,000円
- ② 新株予約権
 - イ 第3回新株予約権 1個につき金1円
 - ロ 第6回新株予約権 1個につき金1円
 - ハ 第7回新株予約権 1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の

(別紙)



改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、平成21年11月13日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	30,590 (株)	30,590 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券()	—	—
株券等預託証券()	—	—
合計	30,590	30,590
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	61,105 個	(買付け等前における株券等所有割合 60.29%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,169 個	(買付け等前における株券等所有割合 3.13%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	91,695 個	(買付け等後における株券等所有割合 90.48%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,154 個	(買付け等後における株券等所有割合 3.11%)
対象者の総株主等の議決権の数	101,347 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、平成21年9月30日時点の各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年9月11日に提出した第15期第2四半期報告書に記載された平成21年7月31日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。なお、平成21年8月1日以降平成21年11月12日までに本新株予約権の行使により発行又は移転した対象者株式に係る議決権の数は0個であったため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、対象者が平成21年9月11日に提出した第15期第2四半期報告書に記載された平成21年7月31日現在の対象者の総株主等の議決権の数(101,347個)として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 買付け等に要する資金 1,376,550,000 円

(7) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券エスエムビーシー株式会社（公開買付代理人） 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ② 決済の開始日 平成21年11月19日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります）、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

本公開買付け後の方針につきましては、SBIホールディングスが平成21年9月29日に公表しました「当社子会社が運営する投資事業有限責任組合による株式会社ナルミヤ・インターナショナル株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の記載内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

SBI Value Up Fund1号投資事業有限責任組合（東京都港区六本木一丁目6番1号）
株式会社ジャスダック証券取引所（東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

以 上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先：
SBIキャピタル株式会社 03-6229-1610